

## 仙北市若者マイホーム取得助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における若者の定住を促進し、活力に満ちたまちづくりを推進するため、市内に定住するための住宅を取得する若者世帯に対して、予算の範囲内において交付する仙北市若者マイホーム取得助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 生活を営むために必要な台所、風呂及び便所を備え、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを含む。）であり、居住の用に供する部分の延床面積が50平方メートル以上のものをいう。
- (2) 新築住宅 自己の居住を目的として新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。
- (3) 建売住宅 販売を目的として建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。
- (4) 若者世帯 住宅の新築又は購入に係る工事請負契約又は売買契約を締結した日において、夫及び妻がいずれも45歳以下である夫婦をいう。
- (5) 市内業者 市内に本社、本店、支店又は営業所を有する法人若しくは市内に住所を有する個人事業者で、建築工事関連業務等を営む者をいう。

### (交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、本市に定住する意志を持って、市内に新築住宅又は建売住宅を取得し居住する若者世帯であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する在住者又は転入者であること。
- (2) 取得した住宅の所有権を共有している場合にあつては、若者世帯の持分の合計が2分の1以上であること。
- (3) 世帯に属する者が、市税その他市に対する納付金を滞納していないこと。

- (4) 世帯に属する者が、過去にこの要綱による助成金及び仙北市次世代定住支援事業補助金交付要綱（平成 28 年仙北市告示第 46 号）による補助金の交付を受けたことがないこと。

(交付対象住宅)

第 4 条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に建築された住宅で、建物の所有権の保存登記又は移転登記（以下「所有権保存登記等」という。）が完了したものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは助成対象としない。

- (1) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる場合
- (2) 別荘等の一時的に使用するものである場合
- (3) 賃貸、販売等の営利を目的としたものである場合
- (4) 既存の住宅の増築、贈与又は相続により所有権を取得したものである場合
- (5) その他市長が適格でないと判断した場合

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 基本額 50 万円
- (2) 市内業者が施工した対象住宅を取得した場合の加算額 20 万円

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象住宅の所有権保存登記等の受付年月日から起算して 3 か月以内に、仙北市若者マイホーム取得助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2) 住宅の位置図、平面図及び居住部分の延床面積が確認できる書類
- (3) 建物の登記事項証明書（所有権保存登記等が完了したもの）
- (4) 世帯全員の続柄の省略されていない住民票
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金

を交付することが適当であると認めるときは、仙北市若者マイホーム取得助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、助成金を交付することが適当でないとき、仙北市若者マイホーム取得助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第8条 前条第1項により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに仙北市若者マイホーム取得助成金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の交付決定者からの請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （2） この要綱に違反する行為があったとき。

（助成金の返還）

第10条 交付決定者は、市長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。